

2004 年第 173 號法律公告

《〈2004 年聯合國 (反恐怖主義措施) (修訂) 條例〉
(2004 年第 21 號) 2004 年 (生效日期) 公告》

現根據《2004 年聯合國 (反恐怖主義措施) (修訂) 條例》第 1(2) 條，指定 2005 年 1 月 7 日為該條例開始實施的日期，但以下條文除外——

- (a) 該條例第 5、7、12、13、14(1)、15、16、17、18、21(2) 及 23 條；
- (b) 該條例第 14(3) 條 (只限於在該條與加入主體條例的第 14(7E)、(7F)、(7G)、(7H)、(7I) 及 (7J) 條有關的範圍內)；及
- (c) 該條例第 21(1) 條 (只限於在該條與主體條例的第 5、6、13、17 及 18 條有關的範圍內)。

保安局局長
李少光

2004 年 10 月 29 日